

議 事 録

会議名	令和元年度第3回寒川町下水道運営審議会		
日 時	令和元年9月12日(木)午後2時30分～4時00分	開催形態	公開
場 所	寒川町役場 東分庁舎第3会議室		
出席者	<p>【委員】吉田委員、青木委員、中川委員、西村委員、猿渡委員、升水委員、臼井委員、中内委員 （欠席者：佐々木委員、武藤委員、山本委員）</p> <p>【町】木村町長、黒木都市建設部長、中村下水道課長、飯田技幹、臼井副主幹、西島副技幹、早乙女主任主事、田中主任主事</p> <p>【傍聴者】1名</p>		
議 題	<p>(1) 議事録承認委員の選出について</p> <p>(2) 寒川町公共下水道使用料の見直しについて（諮問）</p> <p>(3) 経営戦略及びストックマネジメント計画</p> <p>(4) 寒川町公共下水道使用料の見直しについて</p>		
決定事項	(1) 議事録承認委員 猿渡委員		
議 事	<p>1 開会</p> <p>【事務局】本日、ご出席の委員は8名です。寒川町下水道運営審議会条例第5条の規定を満たしていることをご報告申し上げます。寒川町自治基本条例第15条による傍聴につきましては、本日、1名ご希望がありましたので、入室いただいています。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 議事録承認委員の選出について</p> <p>【会長】事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【事務局】議事録承認委員につきましては、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則により、議事録の確認をいただくこととなっております。会長と職務代理者を除く名簿順でお願いしているところがございます。前回、第2回を都合により升水委員にお願いしましたが、順番を戻しまして猿渡委員にお願いしたいと思います。</p> <p>【会長】事務局から今回、議事録承認委員は猿渡委員を選任したいということですが、皆様よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>【会長】では今回の議事録承認委員は猿渡委員を任命いたします。</p> <p>(2) 寒川町公共下水道使用料の見直しについて（諮問）</p>		

(3) 経営戦略及びストックマネジメント計画

※概要版により、前回までの振り返り。

⇒質疑なし、今後は経営戦略及びストックマネジメント計画（ケース3）に基づき事業を進めていくことで確認

(4) 寒川町公共下水道使用料の見直しについて

【事務局】資料「下水道料金の改定について」、資料「4.4 料金改定案の試算（案）」、資料「料金改定案の比較」により説明

※事務局としては、前回改定の状況、近隣市町の状況も踏まえ、Case2（5.6%一律改定案）で進めたい旨を補足

【会長】他の自治体の動向を加味した資料の説明でしたが、Case1とCase3は基本使用料に重きを置く、もしくは基本使用料のみで改定を行う内容のもので、特徴としては小口排水者の負担増率が高くなるものと言えます。これと逆パターンがCase4の従量使用料のみの内容で大口排水者ほど増率が高くなり、この中間がCase2で、どの排水者区分の増率も同程度と読み取れます。

皆様からご意見あればお願いいたします。

【吉田委員】「下水道料金の改定について」のp16の各自治体の順位表は最新のものですか。

【事務局】上の順位表は現時点で最新のもの、下の「平成29年度～」とある表は29年度決算データです。

【吉田委員】「下水道料金の改定について」のp8の記述で令和18年度までに約23%に値上げをすることのだが、数年おきに改定を行う予定ですか。

【事務局】p8の青い折れ線グラフが今後の状況を示しまして、最初の上昇部分が今回の令和2年度をスタートとしまして5.6%、4～5年おきに7%前後で段階的に改定を予定し、最終的に23%となります。このグラフは先ほどのCase2の改定例（全料金区分で一律改定）に対応します。

【臼井委員】「下水道料金の改定について」のp17で、大口（501m³～）の区分では他市町と比べても低額。目的があって低い額を設定しているのかなとも思う。Case4の料金表の一番下で改定後単価が222円、Case2では217円、そこまで大きく変わるわけではないし、他市町と比べても高くない。そのように考えても個人的にはCase4が妥当と思いますが、お考えをお聞かせください。

【事務局】Case4は基本料金を上げない分、従量料金で増額割合が高くなります。Case2と比較した場合は従量部分では増率が大きくなり負担面ではその分大きくなるといえます。増率で表現したものが、資料「4.4 料金改定案の試算（案）」で、Case2の一番下の大口排水者5.8%、Case4では8.4%となり増率で表現すると高い割合であるといえます。

【会長】Case2とCase4と比べた場合、Case2は小口と大口で増率があまり変わらないけれども、Case4は小口と大口で負担増率が大きく異なると、そのような説明でした。

【青木委員】今後段階的に改定を行うのであれば、住民の方に納得いただく必

要がある。近隣市の状況や町の財政状況を考えれば致し方ないとも思うが、周知方法はどのように行うか。また他の自治体はどのように理解を求めているのですか。

【事務局】他の自治体の周知方法については、HP等の公表資料を参照しているのみで、具体的な周知方法は問い合わせいていませんので、申し訳ありませんが現時点で情報は持ち合わせておりません。説明方法としましては、寒川の場合で申しますと前回、前々回の改定時と同様に今回も審議会に諮問をさせていただき、答申をいただき、また、下水道使用料条例の改正が予定されますので、議会へ改定をお諮りする形となります。周知につきましては、前回改定時には広報やHP、検針時のチラシの配布で周知をしており、今回も同様の方法を予定しています。

【会長】資料のp17に神奈川県内の状況が読み取れますが、料金改定年月日や改定率など、周辺の市町での改定がなされていると。

【青木委員】計画上も段階的な料金改定を予定し、将来的に23%上昇するのであれば、町民の皆様に対して納得いただけるかどうか不安もある。財政面で改定が大事であることは、これまでの説明を聞いて理解できますが、23%という数字は知らない人が突然聞いたら衝撃的とも思えます。どのように説明するか気になります。

【事務局】最終的な改定は大きな数字となりますが、段階的にしなければ1回で改定というの大きな負担となりますので、負担を緩和といいますか、あくまで段階的に負担を求めたいというのが我々の考え方となります。

【会長】次回以降の改定は、当然下水審の中で審議をして答申して、というプロセスを踏むことにはなりますね。

【青木委員】段階的といってもまだ決まったわけではないですし、次回に審議するとき状況次第で据置きするなどの対応も考えられますか。

【事務局】経営戦略も状況変化によって計画変更もございますので、それに伴って料金改定の変更がないわけではありません。景気動向等により大きく状況が変わる場合は、再検討も十分にあり得ます。

【会長】皆様からご質問よろしければ、次回以降はこれまでのご意見等を踏まえて答申を出すこととなりますので、答申案を作成して、皆様にお示しして、ご了解が得られれば町長へ答申という流れとなりますので、答申案の作成については別途、事務局と調整させていただければと思います。

※質疑終了後、出席いただいた委員に「Case2 (5.6%一律改定案)」で、今後答申案の作成を進める旨賛同を得る。欠席委員にも今回の審議状況を伝えることとする。

(⇒後日、佐々木委員、武藤委員、山本委員に今回の議事内容を説明、Case2での改定案で了解を得る。)

3 その他

【事務局】次回に向けて本日欠席委員のご意見も頂戴させていただき、その後

	日程の調整をさせていただきます。答申案については、会長と事務局で調整をさせていただきます。
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 寒川町公共下水道使用料の見直しについて（諮問） ・ 資料「下水道料金の改定について」 ・ 資料「4.4料金改定案の試算（案）」 ・ 資料「料金改定案の比較」
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	猿渡 修悟 （令和元年 11 月 1 日確定）

令和元年度第3回寒川町下水道運営審議会 会議次第

日 時	令和元年9月12日(木) 午後2時30分から
場 所	寒川町役場 東分庁舎 第3会議室

1 開 会

2 議題

- (1) 議事録承認委員の選出について
- (2) 寒川町公共下水道使用料の見直しについて(諮問)
- (3) 経営戦略及びストックマネジメント計画について
- (4) 寒川町公共下水道使用料の見直しについて

3 その他

寒 下 第 1 1 1 号

令和元年9月12日

寒川町下水道運営審議会

会 長 中 川 登志男 様

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町公共下水道使用料の見直しについて（諮問）

公共下水道は、生活環境の改善、水質保全、浸水の防除など重要な都市基盤施設であります。

本町の生活排水等による下水道は、平成30年度末時点で事業計画面積の約92%が整備されており、整備開始以来44年が経過した現在、多くの町民の方にご利用いただいております。

今後は、老朽化に伴う維持管理費や改築更新費の増大が見込まれることや人口の減少に伴う下水道使用料の減少が見込まれており、施設管理のあり方とともに、財政基盤の強化が喫緊の課題となっております。

また、公共下水道事業は地方財政法上の公営企業とされ、経営の基本的考え方は独立採算制を原則とし、これまで5回にわたる使用料改定を行ったほか、平成27年度の公営企業会計の適用に伴う経費の明確化や接続向上など経営努力をしてまいりましたが、平成29年度決算における汚水処理費の下水道使用料による経費回収率は75.6%に留まるなど、いまだ一般会計の補助に依存しており、経営環境は依然として厳しい状況が続いています。

つきましては、将来にわたる下水道事業の安定した経営を図るため、下水道使用料のあり方についてご審議いただきたく、寒川町下水道運営審議会条例第2条の規定に基づき諮問いたします。

下水道料金の改定について

令和元年 9 月 12 日

寒川町下水道運営審議会

— 目 次 —

1	下水道料金とは	1
1.1	下水道料金とは	1
1.2	下水道使用料徴収の根拠.....	1
1.3	雨水は公費、汚水は私費の原則.....	2
1.4	下水道事業費の内訳	3
2	本町の使用料金の状況	4
2.1	料金改定の履歴	4
2.2	前回の料金改定	4
2.3	使用料収入の推移.....	5
2.4	使用料収入の推移.....	5
3	使用料改定の必要性	6
3.1	長期の経営見通し.....	6
3.2	中期の経営見通し.....	7
3.2.1	現行の料金体系を継続した場合.....	7
3.2.2	料金を改定した場合	8
3.3	料金改定	9
4	料金改定の考え方	10
4.1	料金体系	10
4.2	前回改定時（平成 25 年）の概要.....	10
4.3	料金改定案の設定.....	11
4.4	料金改定案の試算（案）	12
資料 1	相模川流域関連市町の区分別料金単価順位表	16
資料 2	近隣市町の料金区分表	17

1 下水道料金とは

1.1 下水道料金とは

▶ 下水道使用料

家庭や事業所から出る生活排水や事業排水の量に応じて、町の条例により徴収するものです。いただいた下水道使用料は、下水道施設の維持管理費や、下水道管等の建設のために借り入れた資金の返済費(資本費)に充てられます。

▶ 公営企業の原則 (地方財政法第6条)

- ・ 公営企業である下水道事業の経営は独立採算が原則
- ・ 事業の経費は使用料収入を柱とする受益者負担で賄うのが原則

1.2 下水道使用料徴収の根拠

▶ 地方財政法

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第5条の規定による地方債による収入を含む。)をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

▶ 地方公営企業法

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

➤ 下水道法

(使用料)

第 20 条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用するものから使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 (省略)

➤ 寒川町公共下水道使用料条例

(使用料の徴収)

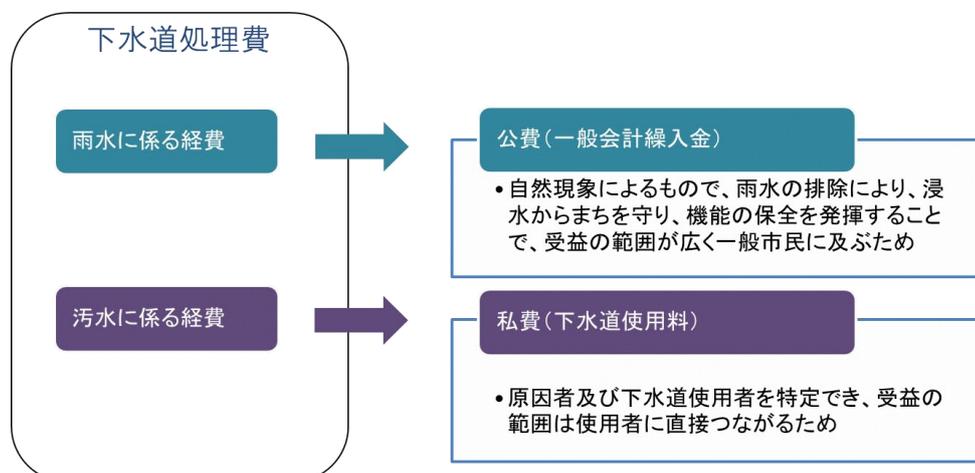
第 3 条 町は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、排水量に応じて、別表第 1 の規定により算定した額(以下「算定額」という。)に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)&及び消費税額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する税率を乗じて得た額を算定額に加えた額とする。ただし、使用料に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(以下省略)

1.3 雨水は公費、汚水は私費の原則

下水道事業を運営していく費用は、雨水に係る費用は「公費」で汚水に係る経費は「私費」で賄うことが原則です。



1.4 下水道事業費の内訳

下水道事業費（収益的収支）の内訳は次のとおりです。

収入	一般会計繰入金	下水道使用料金
----	---------	---------

支出	雨水の管理費		汚水の管理費	
	資本費	維持管理費	資本費	維持管理費
財源	一般会計繰入金		下水道使用料金	

- ※ 資本費：減価償却費+企業債利子償還金
- ※ 雨水管理費は資本費・維持管理費ともに全額公費負担
- ※ 汚水管理費は資本費の一部を公費負担、残りの資本費と維持管理費の全額を使用料で賄うことが原則

2 本町の使用料金の状況

2.1 料金改定の履歴

本町における下水道使用料金の改定履歴は以下のようになっており、基本料金は、29年間で1.9倍となっています。

制定・改定	年月日	平均改定率	基本料金
下水道料金制定	昭和 59 年 4 月 1 日		360 円
第 1 回料金改定	平成 元年 4 月 1 日	+30.7%	440 円
第 2 回料金改定	平成 6 年 4 月 1 日	+21.9%	520 円
第 3 回料金改定	平成 9 年 4 月 1 日	+22.0%	620 円
第 4 回料金改定	平成 13 年 4 月 1 日	+ 4.3%	646 円
第 5 回料金改定	平成 25 年 4 月 1 日	+ 9.5%	707 円

※基本料金：0～8m³（1ヶ月あたり）

2.2 前回の料金改定

直近の料金改定である平成 25 年では約 9.5%の値上げがなされており、各排水量区分での改定前後の単価は以下のようになっています。

平成 25 年 4 月の料金改定の状況

排水量	使用料（1m ³ につき）（税抜）		改定率
	平成 13 年 4 月	平成 25 年 4 月	
0～8m ³ （基本料金）	646 円	707 円	9.5%
8m ³ を超え 20m ³ 以下	83 円	91 円	9.5%
20m ³ を超え 50m ³ 以下	99 円	108 円	9.5%
50m ³ を超え 100m ³ 以下	130 円	142 円	9.5%
100m ³ を超え 200m ³ 以下	146 円	160 円	9.5%
200m ³ を超え 300m ³ 以下	161 円	176 円	9.5%
300m ³ を超え 500m ³ 以下	172 円	188 円	9.5%
500m ³ を超える分	187 円	205 円	9.5%
20m ³ を使用時の料金	1,642 円	1,799 円	9.5%

2.3 使用料収入の推移

過年度の料金収入（税抜）の推移は下図に示すとおりであり、平成20年度から平成29年度まで間での伸びは7.2%であり、平成25年（前回改定）の料金改定後の数年で見ると微増で推移しています。（図1）

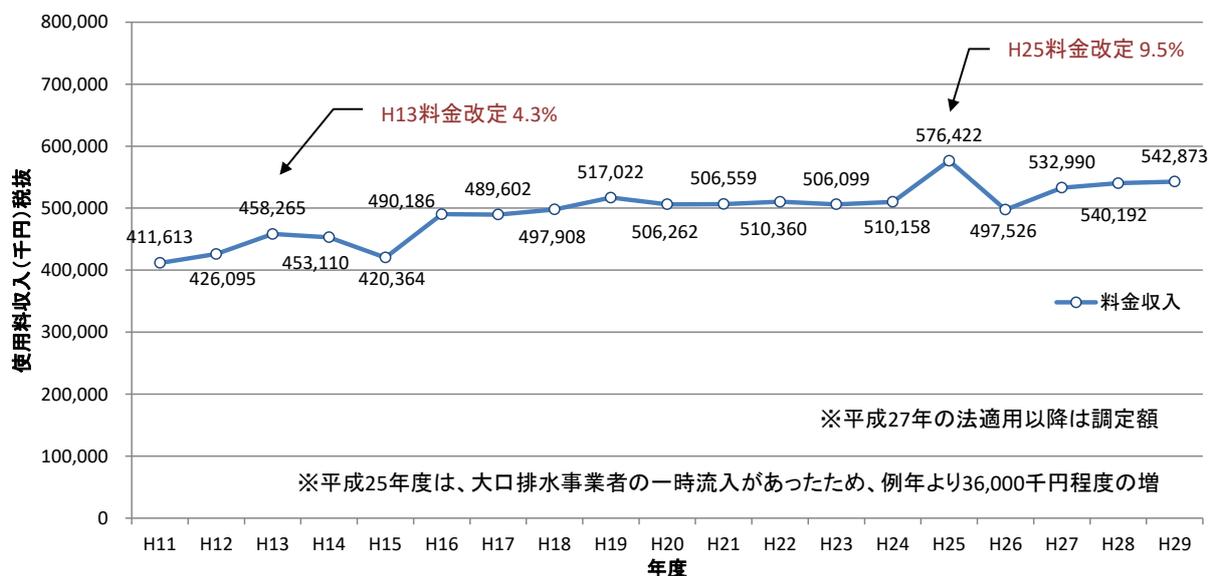


図1 使用料収入の推移

2.4 使用料収入の推移

水量区分の各区分での排水量及び料金を見ると、0-8m³以下の基本料金区分の排水量は全水量の約1/3を占め、料金では29%を占めており、全料金収入の1/3は水量変動の影響を受けず固定的収入になります。

しかし、調定件数で1%に満たない500m³以上の利用者が料金の19%を負担していることから、大口利用者の動向が料金収入に大きな影響を与えることが考えられます。

(毎月+隔月)

水量区分	平成30年度						
	件数	排水量	使用料	使用料 決算額へ調整	調定件数 構成比	水量 構成比	料金 構成比
0-8m ³ (基本料金) (0-16m ³)	223,473	1,607,219	157,995,411	156,391,523	1.000	0.335	0.288
9-20m ³ (17-40m ³)	171,885	1,539,025	140,051,275	138,629,546	0.769	0.321	0.255
21-50m ³ (41-100m ³)	79,272	744,696	80,427,168	79,610,713	0.355	0.155	0.147
51-100m ³ (101-200m ³)	4,153	108,081	15,347,502	15,347,502	0.019	0.023	0.028
101-200m ³ (201-400m ³)	1,493	106,812	17,089,920	17,089,920	0.007	0.022	0.031
201-300m ³ (401-600m ³)	832	71,295	12,547,920	12,547,920	0.004	0.015	0.023
301-500m ³ (601-1000m ³)	631	101,860	19,149,680	19,149,680	0.003	0.021	0.035
501m ³ - (1001m ³ -)	397	516,996	105,984,180	105,984,180	0.002	0.108	0.193
合計	482,136	4,795,984	548,593,056	544,750,984		1.000	1.000

※ 水量区分の()は、隔月検針の区分。隔月の検針件数は1ヶ月検針へ換算(2倍)

※ 調定件数はそれぞれの水量区分について、該当区分以下すべてに該当するとみなして計上

※ 決算額は減免控除後の金額

3 使用料改定の必要性

3.1 長期の経営見通し

使用料単価を現状のままとした場合、料金収入は将来的に約 5 千万円の減収が想定されます。また、維持管理費に対する一般会計の繰入金は、約 1 億円増加し年 5 億円が必要となり町の財政を圧迫することが危惧されます。（図 2）

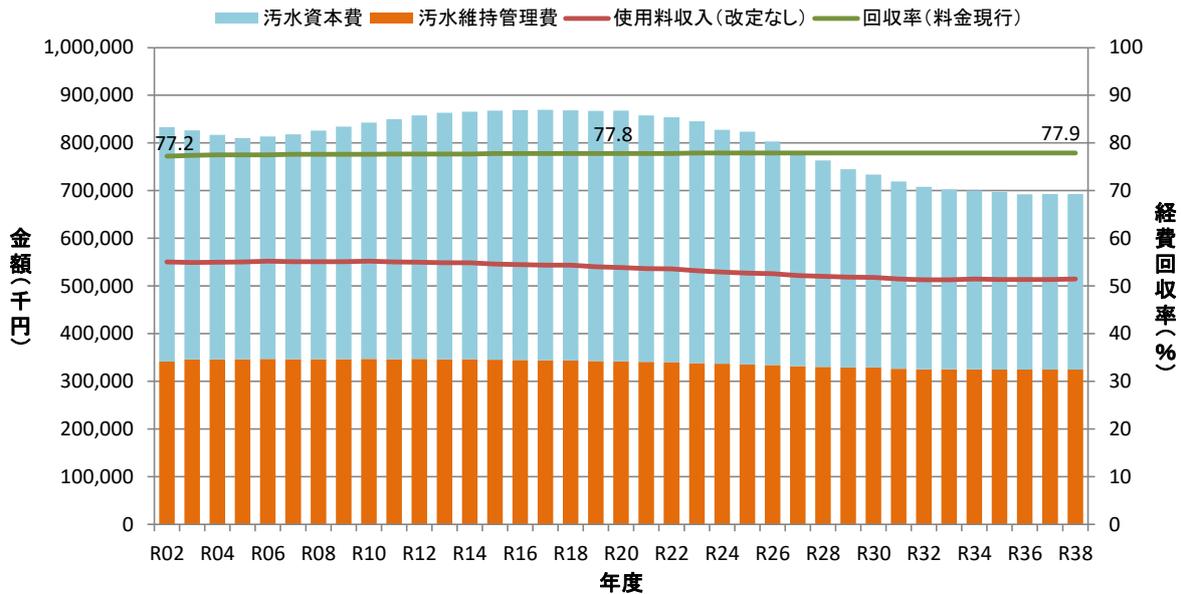


図 2 汚水経費と使用料（現行）推移

今後の下水道事業は新規整備事業の減少により、過去に借り入れた起債の元利償還金は令和 13 年に 3 億 3 千万円まで減少しますが、その後は改築・更新事業等の再投資により償還金は増加し、令和 38 年頃には 5 億円以上の償還額になります。

また、起債残高は令和 4 年頃に約 49 億円まで減少しますが、改築更新事業での借入により令和 32 年には約 85 億円まで増加します。（図 3）

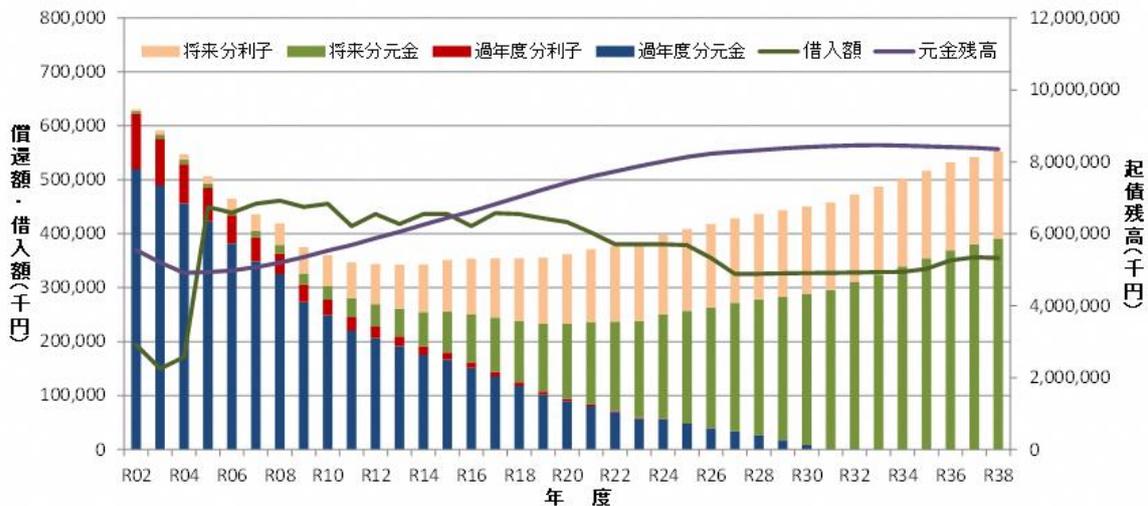


図 3 企業債償還金と企業債残高の推移

3.2 中期の経営見通し

3.2.1 現行の料金体系を継続した場合

令和5年度から本格的な改築更新事業が予定されており、この改築更新事業に要する経費を見込んだ財政収支予測の結果、収益的収支への一般会計繰入金は、令和2年の4億円から5億円へと1億円の増額が必要となります。（図4）

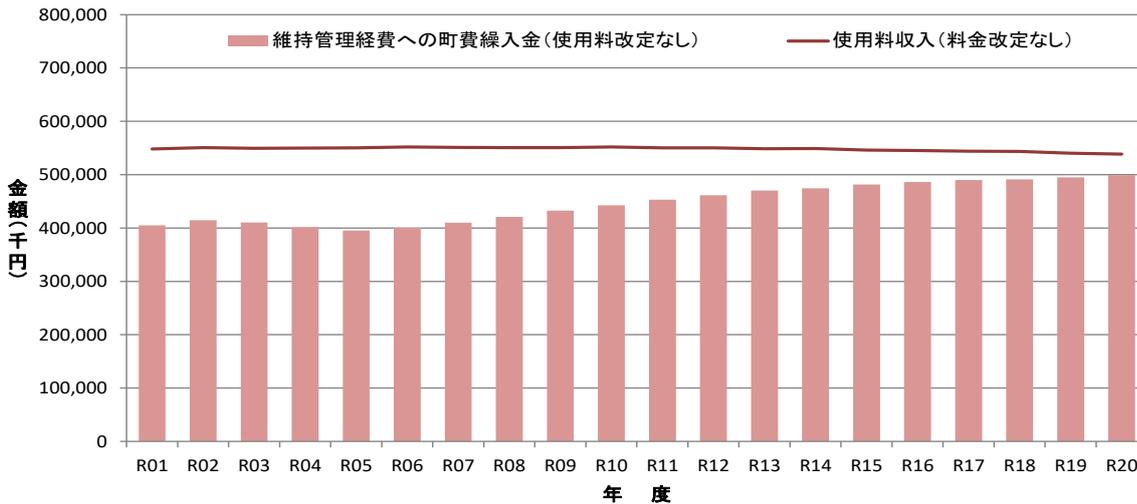


図4 収益的収支への一般会計繰入金（現行）

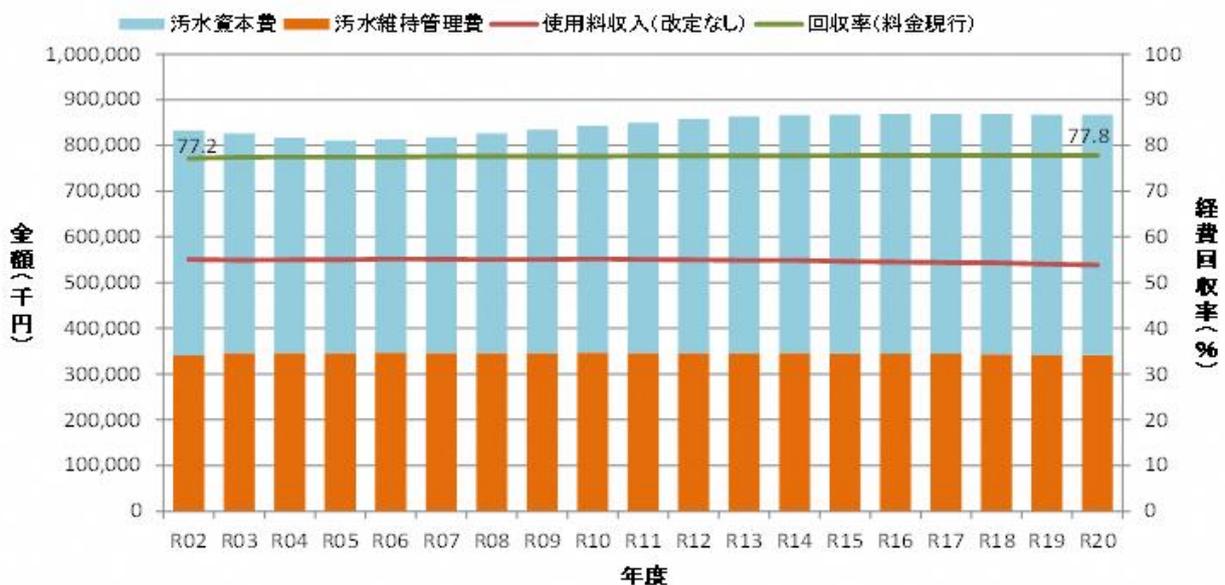


図5 汚水経費と使用料（現行）推移

3.2.2 料金を改定した場合

今後の下水道事業運営にあたり、使用料金の不足分を一般会計繰入金の増額に頼ることは好ましい状況ではないため、収益的収支（維持管理経費）への繰入金の上限を概ね4億円以下とすることを目標に使用料の試算を行いました。

その結果は、令和18年度までに約23%の値上げが必要であり、令和2年度において約5.6%の改定が必要との結果を得ました。

この料金改定により、経費回収率は令和20年度に95%まで上昇することになります。

(図6・7)

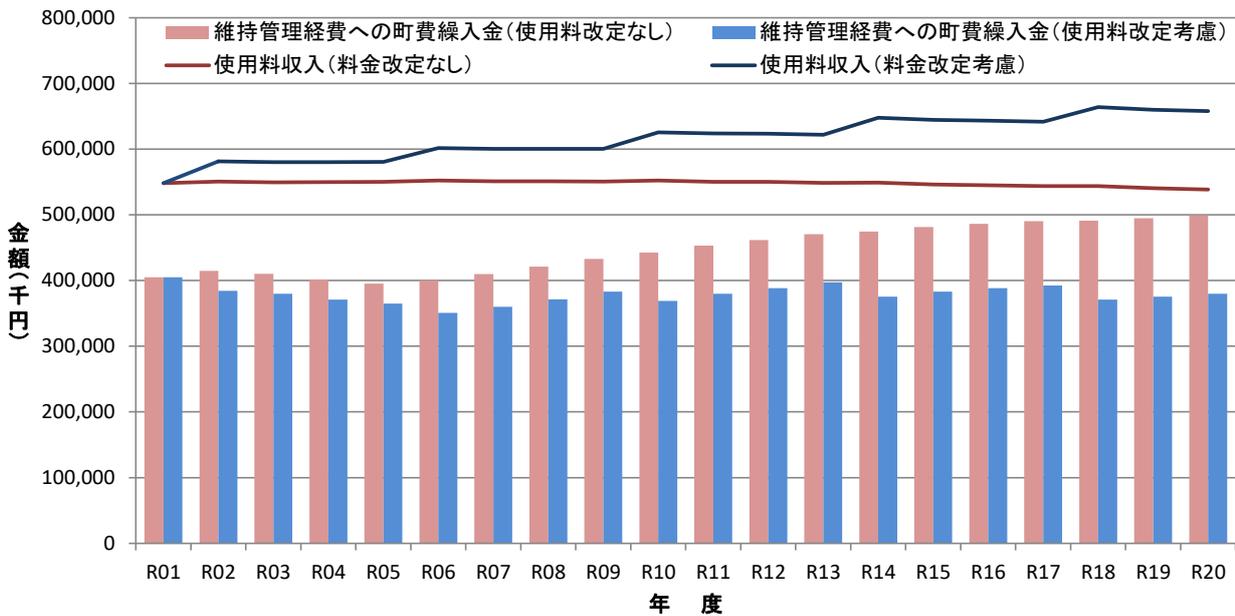


図6 収益的収支への一般会計繰入金（改定後）

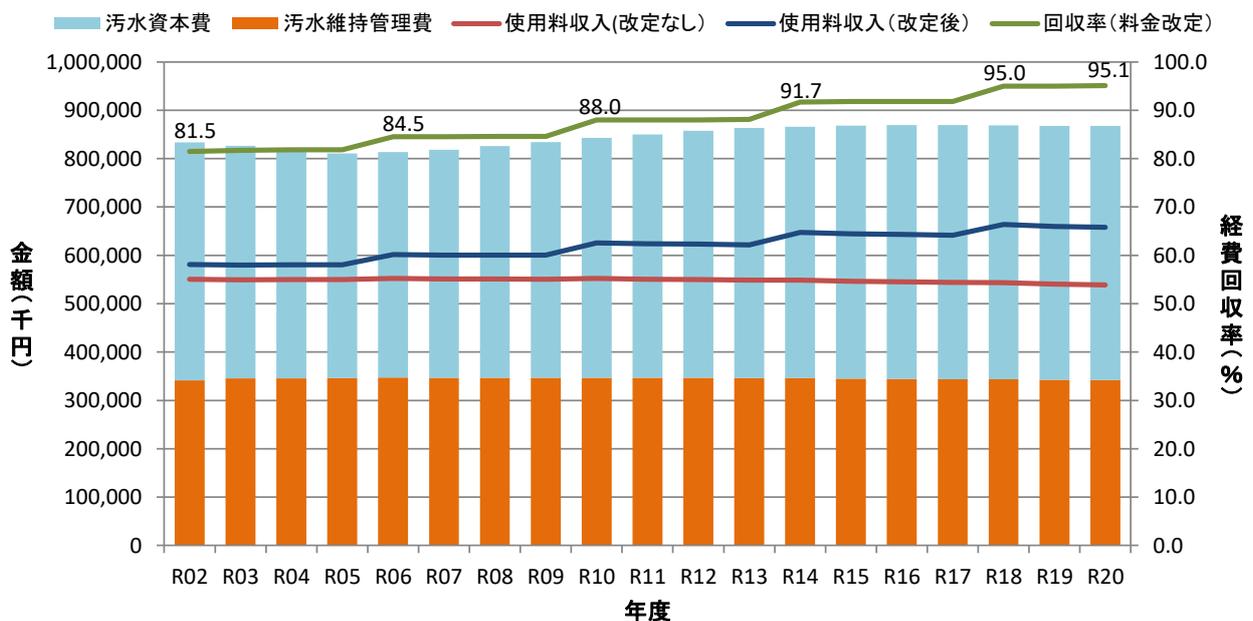


図7 汚水経費と使用料（改定後）

3.3 料金改定の目的

現行の下水道使用料は、平成 25 年 4 月に改定を行ったものであり、改定以降、可能な限りの経費削減や経営改善に向けた取組みを実施し、下水道事業を進めてきました。

しかし今後は、少子・高齢化や人口減少等による、下水道使用水量の減少に伴い使用料収入の減少が想定される中、過去に建設した施設の老朽化対策として施設の改築・更新事業への再投資が必要となるなど、下水道事業の経営環境は大変厳しい状況にあります。

また、汚水処理に要する費用は、使用料で 100%賄うことが原則ですが、現状では 75.6%（平成 30 年度末）にとどまっており不足分を一般会計繰入金で補填しています。

今後、使用料収入の減少や改築・更新費用の増加を補うために一般会計繰入金の増加が必要となりますが、厳しい町の財政の中では、下水道への繰入にも限界があります。

このため、一般会計からの多額の補助金に頼らず継続して安定した下水道サービスを提供するためには使用料で賄う必要があり、料金改定の検討を行う必要があります。

4 料金改定の考え方

4.1 料金体系

現在の料金体系は、

- ・ 基本料金
- ・ 従量使用料

で構成されています。

項目	区分	単価 円/m ³
基本料金	0 m ³ ～ 8 m ³	707
	9 m ³ ～ 20 m ³	91
	21 m ³ ～ 50 m ³	108
	51 m ³ ～ 100 m ³	142
	101 m ³ ～ 200 m ³	160
	201 m ³ ～ 300 m ³	176
	301 m ³ ～ 500 m ³	188
	500 m ³ ～	205
従量制		

基本料金の割合を高めると

- ・ 経営の安定が期待できます。
- ・ しかし、少量使用者の負担が重くなります。

従量制の割合を高めると

- ・ 割合を高める区分によっては、少量使用者の負担が重くなります。
- ・ 大口利用者は一般的に需要変動が大きく、経営の安定のためには留意する必要があります。

4.2 前回改定時（平成 25 年）の概要

項目	内 容
目的	一般会計繰入金の抑制のため
町からの提示案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金区分全体を一律に上げる案 ・ 件数や排水量に応じて比重を置く案
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ H13年度から長い間改定がされなかったことを踏まえると、今回の改定は致し方ないと思う。 ・ 一律であれば町民の理解が得られる。 ・ 一律が公平だと思う。 ・ 基本料金を低くしてしまうと使用量によって影響が出やすいため、基本料金は下げない方がよい。 ・ 件数が多い区分をあげるパターンは多くの批判を受ける弊害が考えられる。
改定	改定率 一律 9.5 %

4.3 料金改定案の設定

令和2～5年の繰入増加見込み額約 33,000 千円を使用料の改定で賄うと仮定した場合に、次の各ケースを設定し、それぞれ試算を行いました。

➤ Case1：基本使用料に重みをおいた改定

- ・ 汚水の資本費（減価償却費、起債利息から長期前金と一般会計負担金を除いたもの）を基本使用料金で回収し経営の安定を目指すと基本使用料は現状の 2.3 倍となる。
- ・ このため汚水の資本費の 1/2 を基本使用料金で回収することとし、基本使用料金を約 16%改定。
- ・ 不足する額を従量制部分で回収

➤ Case2：基本使用料を含む全ての水量区分を同一割合で改定

- ・ 全区分で単価の 5.6%の改定を行う。

➤ Case3：基本料金のみを改定

- ・ 基本料金のみを改定で使用料総額を 5.6%増額させる。約 20%改定。

➤ Case4：基本料金据置き

- ・ 基本料金を据え置き、基本料金以外の水量区分を同率で改定。

4.4 料金改定案の試算（案）

Case1：基本使用料に重みをおいた改定

基本使用料を引上げることで、安定した収入の向上が期待でき、今後増加傾向となる固定費である資本費（減価償却費や利息）への対応がしやすい。

一方で、一般家庭等の小口排水者は負担感が高くなる。

水量区分	現況				改定試算				
	現単価	調定件数 ※1	H30排水量 ※2	使用料計算値 ※2	改定率	改定単価	改定後料金	単価改 定幅	料金収入増収 予定額 ※3
0-8m ³ (基本料金) (0-16m ³)	707	223,473	1,607,219	157,995,411	0.154	816	182,353,968	109	24,358,557
9-20m ³ (17-40m ³)	91	171,885	1,539,025	140,051,275	0.025	93	143,129,325	2	3,078,050
21-50m ³ (41-100m ³)	108	79,272	744,696	80,427,168	0.025	111	82,661,256	3	2,234,088
51-100m ³ (101-200m ³)	142	4,153	108,081	15,347,502	0.025	146	15,779,826	4	432,324
101-200m ³ (201-400m ³)	160	1,493	106,812	17,089,920	0.025	164	17,517,168	4	427,248
201-300m ³ (401-600m ³)	176	832	71,295	12,547,920	0.025	180	12,833,100	4	285,180
301-500m ³ (601-1000m ³)	188	631	101,860	19,149,680	0.025	193	19,658,980	5	509,300
501m ³ - (1001m ³ -)	205	397	516,996	105,984,180	0.025	210	108,569,160	5	2,584,980
合計	114.39	482,136	4,795,984	548,593,056		121.46	582,502,783		33,909,727

※1 調定件数は、平成30年度決算による12ヶ月換算の実績件数で、それぞれの水量区分について、該当区分以下すべてに該当するとみなして計上

※2 排水量や使用料計算値は実績値

※3 料金増収予定額＝調定件数×改定後単価

Case1	見込み額（例）（税込み 10%）			
	改定前	改定後	差額	増率
■一般家庭 2か月 25m ³ 使った場合 （1～2人の世帯）	<u>2,456円</u>	<u>2,715円</u>	<u>259円</u>	(10.5%)
■一般家庭 2か月 60m ³ 使った場合 （4人程度の世帯）	<u>6,333円</u>	<u>6,692円</u>	<u>359円</u>	(5.7%)
□事業者 2か月 100m ³ 使った場合	<u>11,085円</u>	<u>11,576円</u>	<u>491円</u>	(4.4%)
□事業者 2か月 500m ³ 使った場合	<u>81,265円</u>	<u>83,516円</u>	<u>2,151円</u>	(2.6%)
□事業者 2か月 1,000m ³ 使った場合	<u>183,345円</u>	<u>188,236円</u>	<u>4,891円</u>	(2.7%)

Case2：基本使用料を含む全ての水量区分で同一割合を改定

すべての区分にて一律 5.6% を乗じ全体的な引上げを行う。過去からの改定方法で大口～小口排水者の割合変動が大きい現在では、収入の見通しが立てやすい。

一方で、料金表の一律改定は基本料金や従量制の各区分に応じた負担の考慮がなされていないとの側面がある。

水量区分	現況				改定試算				
	現単価	調定件数※1	排水量※2	使用料計算値※2	改定率	改定単価	改定後料金	単価改定幅	料金増収予定額 ※3
0-8m ³ (基本料金) (0-16m ³)	707	223,473	1,607,219	157,995,411	0.056	747	166,934,331	40	8,938,920
9-20m ³ (17-40m ³)	91	171,885	1,539,025	140,051,275	0.056	97	149,285,425	6	9,234,150
21-50m ³ (41-100m ³)	108	79,272	744,696	80,427,168	0.056	115	85,640,040	7	5,212,872
51-100m ³ (101-200m ³)	142	4,153	108,081	15,347,502	0.056	150	16,212,150	8	864,648
101-200m ³ (201-400m ³)	160	1,493	106,812	17,089,920	0.056	169	18,051,228	9	961,308
201-300m ³ (401-600m ³)	176	832	71,295	12,547,920	0.056	186	13,260,870	10	712,950
301-500m ³ (601-1000m ³)	188	631	101,860	19,149,680	0.056	199	20,270,140	11	1,120,460
501m ³ - (1001m ³ -)	205	397	516,996	105,984,180	0.056	217	112,188,132	12	6,203,952
合計	114.39	482,136	4,795,984	548,593,056		121.32	581,842,316		33,249,260

※1 調定件数は、平成30年度決算による12ヶ月換算の実績件数で、それぞれの水量区分について、該当区分以下すべてに該当するとみなして計上

※2 排水量や使用料計算値は実績値

※3 料金増収予定額＝調定件数×改定後単価

	見込み額（例）		差額	増率
	改定前	改定後		
■一般家庭 2か月 25m ³ 使った場合 (1～2人の世帯)	<u>2,456円</u>	<u>2,603円</u>	<u>147円</u>	(6.0%)
■一般家庭 2か月 60m ³ 使った場合 (4人程度の世帯)	<u>6,333円</u>	<u>6,734円</u>	<u>401円</u>	増率 (6.3%)
□事業者 2か月 100m ³ 使った場合	<u>11,085円</u>	<u>11,794円</u>	<u>709円</u>	(6.4%)
□事業者 2か月 500m ³ 使った場合	<u>81,265円</u>	<u>85,934円</u>	<u>4,669円</u>	(5.7%)
□事業者 2か月 1,000m ³ 使った場合	<u>183,345円</u>	<u>193,95円</u>	<u>10,609円</u>	(5.8%)

Case3：基本料金のみを改定

固定費である資本費（減価償却費や利息）を安定的に賄うため、基本料金の見直しを行う。
従来からの基本料金が20%近く増加するため、すべての使用者に対する負担増は否めない。

水量区分	現況				改定試算				
	現単価	調定件数 ※1	H30排水量 ※2	使用料計算値 ※2	改定率	改定単価	改定後料金	単価改 定幅	料金収入増収 予定額 ※3
0-8m ³ (基本料金) (0-16m ³)	707	223,473	1,607,219	157,995,411	0.210	856	191,292,888	149	33,297,477
9-20m ³ (17-40m ³)	91	171,885	1,539,025	140,051,275	0.000	91	140,051,275	0	0
21-50m ³ (41-100m ³)	108	79,272	744,696	80,427,168	0.000	108	80,427,168	0	0
51-100m ³ (101-200m ³)	142	4,153	108,081	15,347,502	0.000	142	15,347,502	0	0
101-200m ³ (201-400m ³)	160	1,493	106,812	17,089,920	0.000	160	17,089,920	0	0
201-300m ³ (401-600m ³)	176	832	71,295	12,547,920	0.000	176	12,547,920	0	0
301-500m ³ (601-1000m ³)	188	631	101,860	19,149,680	0.000	188	19,149,680	0	0
501m ³ - (1001m ³ -)	205	397	516,996	105,984,180	0.000	205	105,984,180	0	0
合計	114.39	482,136	4,795,984	548,593,056		121.33	581,890,533		33,297,477

※1 調定件数は、平成30年度決算による12ヶ月換算の実績件数で、それぞれの水量区分について、該当区分以下すべてに該当するとみなして計上

※2 排水量や使用料計算値は実績値

※3 料金増収予定額＝調定件数×改定後単価

Case3	見込み額（例）		差額	増率
	改定前	改定後		
■一般家庭 2か月25m ³ 使った場合 (1～2人の世帯)	<u>2,456円</u>	<u>2,783円</u>	<u>327円</u>	(13.3%)
■一般家庭 2か月60m ³ 使った場合 (4人程度の世帯)	<u>6,333円</u>	<u>6,660円</u>	<u>327円</u>	(5.2%)
□事業者 2か月100m ³ 使った場合	<u>11,085円</u>	<u>11,412円</u>	<u>327円</u>	(2.9%)
□事業者 2か月500m ³ 使った場合	<u>81,265円</u>	<u>81,592円</u>	<u>327円</u>	(0.4%)
□事業者 2か月1,000m ³ 使った場合	<u>183,345円</u>	<u>183,672円</u>	<u>327円</u>	(0.2%)

Case4：基本料金据置き

神奈川県内の近隣市町から見ても低額な従量部分の引き上げを行い、平均的な水準への見直しを行う。

水量区分	現況				改定試算				
	現単価	調定件数 ※1	H30排水量 ※2	使用料計算値 ※2	改定率	改定単価	改定後料金	単価改 定幅	料金収入増収 予定額 ※3
0-8m ³ (基本料金) (0-16m ³)	707	223,473	1,607,219	157,995,411	0.000	707	157,995,411	0	0
9-20m ³ (17-40m ³)	91	171,885	1,539,025	140,051,275	0.080	99	152,363,475	8	12,312,200
21-50m ³ (41-100m ³)	108	79,272	744,696	80,427,168	0.080	117	87,129,432	9	6,702,264
51-100m ³ (101-200m ³)	142	4,153	108,081	15,347,502	0.080	154	16,644,474	12	1,296,972
101-200m ³ (201-400m ³)	160	1,493	106,812	17,089,920	0.080	173	18,478,476	13	1,388,556
201-300m ³ (401-600m ³)	176	832	71,295	12,547,920	0.080	191	13,617,345	15	1,069,425
301-500m ³ (601-1000m ³)	188	631	101,860	19,149,680	0.080	204	20,779,440	16	1,629,760
501m ³ - (1001m ³ -)	205	397	516,996	105,984,180	0.080	222	114,773,112	17	8,788,932
合計	114.39	482,136	4,795,984	548,593,056		121.31	581,781,165		33,188,109

※1 調定件数は、平成30年度決算による12ヶ月換算の実績件数で、それぞれの水量区分について、該当区分以下すべてに該当するとみなして計上

※2 排水量や使用料計算値は実績値

※3 料金増収予定額＝調定件数×改定後単価

Case4	見込み額（例）		差額	増率
	改定前	改定後		
■一般家庭 2か月 25m ³ 使った場合 (1～2人の世帯)	2,456円	2,535円	79円	(3.2%)
■一般家庭 2か月 60m ³ 使った場合 (4人程度の世帯)	6,333円	6,763円	410円	(6.5%)
□事業者 2か月 100m ³ 使った場合	11,085円	11,891円	806円	(7.3%)
□事業者 2か月 500m ³ 使った場合	81,265円	87,901円	6,636円	(8.2%)
□事業者 2か月 1,000m ³ 使った場合	183,345円	198,671円	15,326円	(8.4%)

資料 1 相模川流域関連市町の区分別料金単価順位表

相模川流域下水道関連市町の区分別料金単価順位表(2ヶ月 税込)

順位	基本料金	20㎡	30㎡	40㎡	50㎡	100㎡	500㎡	1000㎡	2000㎡	5000㎡	
1	大磯町	1,933	2,490	3,883	5,276	大磯町	15,472	113,212	280,416	563,896	1,610,416
2	座間市	1,932	2,472	3,822	5,172	座間市	15,108	106,732	227,169	489,609	1,361,692
3	伊勢原市	1,773	2,248	3,436	4,624	伊勢原市	14,500	99,405	224,452	486,892	1,348,209
4	愛川町	1,620	2,033	3,144	4,494	綾瀬市	13,890	96,864	210,804	463,047	1,289,247
5	寒川町	1,612	2,027	3,086	4,326	藤沢市	13,761	90,246	197,382	443,004	1,188,204
6	厚木市	1,518	1,924	3,065	4,155	相模原市	12,178	84,256	190,092	433,902	1,172,622
7	藤沢市	1,509	1,920	2,926	4,102	相模原市	11,946	82,902	189,807	423,891	1,171,326
8	相模原市	1,481	1,911	2,918	3,998	愛川町	11,493	81,298	187,446	404,326	1,146,286
9	綾瀬市	1,436	1,892	2,903	3,885	寒川町	10,884	79,971	186,166	403,446	1,125,286
10	平塚市	1,429	1,857	2,894	3,877	寒川町	10,743	79,788	180,012	401,412	1,085,612
11	海老名市	1,401	1,756	2,706	3,527	厚木市	10,162	60,166	132,988	283,078	788,518
12	茅ヶ崎市	1,330	1,723	2,641	2,389	海老名市	9,359	59,033	127,943	268,343	731,663
	平均	1,574	2,015	3,118	4,143	平均	12,381	84,516	189,069	413,889	1,149,909

○改定日状況

1	綾瀬市	元7.1
2	座間市	314.1
3	大磯町	314.1
4	伊勢原市	304.1
5	藤沢市	294.1
6	厚木市	264.1
7	相模原市	254.1
8	愛川町	254.1
9	寒川町	254.1
10	海老名市	2010.1
11	平塚市	204.1
12	茅ヶ崎市	174.1

○平成29年度法算汚水経費回収率(%)

1	平塚市	126.9
2	茅ヶ崎市	115.9
3	海老名市	115.7
4	相模原市	109.7
5	座間市	104.4
6	藤沢市	100.9
7	大磯町	95.5
8	伊勢原市	94.9
9	厚木市	88.9
10	愛川町	88.5
11	綾瀬市	86.9
12	寒川町	75.6
	平均	100.32

○平成29年度法算下水道普及率(%)

1	平塚市	97.47
2	座間市	97.35
3	相模原市	96.59
4	海老名市	95.84
5	茅ヶ崎市	95.62
6	藤沢市	95.57
7	綾瀬市	94.34
8	寒川町	93.17
9	愛川町	91.06
10	厚木市	89.38
11	伊勢原市	78.36
12	大磯町	76.78
	平均	91.79

参考 平均より上
平均より下

5.6%改定実施した場合
(case2の場合のイメージです)

資料 2 近隣市町の料金区分表

単位:円 R元. 7. 1

自治体名	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	相模原市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町	二宮町	箱根町	愛川町
改正年月日	H20.4.1	H24.4.1	H29.4.1	H26.10.1	H17.4.1	H17.4.1	H25.4.1	H29.4.1	H26.4.1	H30.4.1	H30.4.1	H20.10.1	H31.4.1	R元.7.1	H31.4.1	H25.4.1	H31.4.1	H28.7.1	H14.4.1	H25.4.1
改正率	13.42%	10.00%	4.80%	9.24%	12.00%	14.47%	10.40%	5.00%	9.92%	12.74%	4.8%	8.2%	9.81%	9.50%	—	9.50%	9.11%	13.10%	10.14%	8%
0~4	662	776	699	905	616	566	686	365	703	675	821	649	895	665	640	707	882	882	760	750
5~8								110												
9~10				41		87	95	120	91	112	110		125	113	100	91	129	129		97
11~15				141		91	100				140	82			140					
16~20	99	106	102								134		140		170					99
21~25						110	116	160	93					125						
26~30						119					144				210	108				
31~40						122	126	210	99	139	145	94	160	155	158		158	179		103
41~50	102	139	167	203	131	132	126				145			175			175	193		
51~60						145	153	255	109	159	160	106		167	250	142	191	209		134
61~75	118	163	197	229	151			260					175							
76~100																				
101~200	122	214	239		163	163	168	270	118	188	211	118	195	180	290	160				169
201~300	138					163			201	201				203	330	176	218	225	240	212
301~500	150								215	215					340	188				
501~600	150								139	249	243	130	215		350		243	241		253
601~1000	168							280												
1001~2000	185					189			156		265	143	230	219						
2001~3000	203					199														
3001~5000	203																			
5001~10000	222																			
10001~15000	247						237													
15001~20000	265							290												
20001~25000	284								182		284	180	260	228						
25001~30000	303																			
30001~	321																			
20m3(1ヶ月)	1,998	2,260	2,163	2,588	1,844	1,760	1,999	2,424	1,938	2,250	2,312	1,763	2,586	2,247	2,203	1,942	2,624	2,008	2,077	
1000m3(1ヶ月)	162,858	263,490	281,948	251,517	202,163	186,046	201,723	290,433	141,539	238,176	244,804	134,171	221,502	216,951	351,475	200,706	243,446	246,920	268,012	231,523

※使用料単価は、一ヶ月で税抜きです。
 ※使用料は、一ヶ月税込みです。

料金改定案の比較

		Case1 【基本>従量】	Case2 【一律改定】	Case3 【基本使用料のみ】	Case4 【従量使用料のみ】																																																																																											
改定理由		将来的な施設維持管理費や改築更新に向けた財政基盤の強化を図るため																																																																																														
引上げの考え方		基本使用料に重みを置き、将来の固定費（減価償却費や利子）に対する安定収入を図る	全区分の一律改定を行い、近隣市町との均衡を図る	Case1の考え方に同じであるが、対象を基本使用料のみとし、より安定的な収入を図る	近隣市町と比べ低額な従量部分の引き上げを行い、平均的な水準への見直しを図る																																																																																											
改定案	基本使用料	15.4%	5.6%	21.0%	0.0%																																																																																											
	従量使用料	2.5%	5.6%	0.0%	8.0%																																																																																											
新旧料金表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料区分</th> <th>現行</th> <th>改定単価</th> <th>差</th> <th>改定単価</th> <th>差</th> <th>改定単価</th> <th>差</th> <th>改定単価</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0-8m3 (0-16m3)</td> <td>707</td> <td>816</td> <td>109</td> <td>747</td> <td>40</td> <td>856</td> <td>149</td> <td>707</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>9-20m3 (17-40m3)</td> <td>91</td> <td>93</td> <td>2</td> <td>97</td> <td>6</td> <td>91</td> <td>0</td> <td>99</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>31-50m3 (41-100m3)</td> <td>108</td> <td>111</td> <td>3</td> <td>115</td> <td>7</td> <td>108</td> <td>0</td> <td>117</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>51-100m3 (101-200m3)</td> <td>142</td> <td>146</td> <td>4</td> <td>150</td> <td>8</td> <td>142</td> <td>0</td> <td>154</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>101-200m3 (201-400m3)</td> <td>160</td> <td>164</td> <td>4</td> <td>169</td> <td>9</td> <td>160</td> <td>0</td> <td>173</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>201-300m3 (401-600m3)</td> <td>176</td> <td>180</td> <td>4</td> <td>186</td> <td>10</td> <td>176</td> <td>0</td> <td>191</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>301-500m3 (601-1000m3)</td> <td>188</td> <td>193</td> <td>5</td> <td>199</td> <td>11</td> <td>188</td> <td>0</td> <td>204</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>501m³以上 (1000m³以上)</td> <td>205</td> <td>210</td> <td>5</td> <td>217</td> <td>12</td> <td>205</td> <td>0</td> <td>222</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	使用料区分	現行	改定単価	差	改定単価	差	改定単価	差	改定単価	差	0-8m3 (0-16m3)	707	816	109	747	40	856	149	707	0	9-20m3 (17-40m3)	91	93	2	97	6	91	0	99	8	31-50m3 (41-100m3)	108	111	3	115	7	108	0	117	9	51-100m3 (101-200m3)	142	146	4	150	8	142	0	154	12	101-200m3 (201-400m3)	160	164	4	169	9	160	0	173	13	201-300m3 (401-600m3)	176	180	4	186	10	176	0	191	15	301-500m3 (601-1000m3)	188	193	5	199	11	188	0	204	16	501m ³ 以上 (1000m ³ 以上)	205	210	5	217	12	205	0	222	17					
	使用料区分	現行	改定単価	差	改定単価	差	改定単価	差	改定単価	差																																																																																						
	0-8m3 (0-16m3)	707	816	109	747	40	856	149	707	0																																																																																						
	9-20m3 (17-40m3)	91	93	2	97	6	91	0	99	8																																																																																						
	31-50m3 (41-100m3)	108	111	3	115	7	108	0	117	9																																																																																						
	51-100m3 (101-200m3)	142	146	4	150	8	142	0	154	12																																																																																						
	101-200m3 (201-400m3)	160	164	4	169	9	160	0	173	13																																																																																						
	201-300m3 (401-600m3)	176	180	4	186	10	176	0	191	15																																																																																						
	301-500m3 (601-1000m3)	188	193	5	199	11	188	0	204	16																																																																																						
501m ³ 以上 (1000m ³ 以上)	205	210	5	217	12	205	0	222	17																																																																																							
増額見込み		33,909,727円	33,249,260円	33,297,477円	33,188,109円																																																																																											
特長	○	・基本使用料を対象とすることで収入の安定性向上が期待できる	・収入の見通しがたやすい ・すべての区分を一律に引き上げることで、利用者への理解が得られやすい	・基本使用料を対象とすることで収入の安定性向上が期待できる	・近隣市町と平均的な水準となり、料金表の上では均衡を図れる																																																																																											
	△	・一般家庭等、小口排水者の負担感が高い ・基本使用料と従量使用料の引上げ割合について検討が必要	・各区分の件数や収入割合に関わらず一律改定を行うため、負担の均衡面が考慮されない点は否めない	・小口排水者ほど増加割合が高く負担感が高い	・大口排水は事業動向に左右される面があり収入の振れ幅が大きく安定性を欠く ・事業者をはじめとする大口排水者への経営への負担が懸念される																																																																																											
採用実績等 (直近のもの)	県内		綾瀬市 (R元.7) 大磯町 (H31.4) 大和市 (H30.4) 秦野市 (H29.4) 藤沢市 (H29.4) H25改定 (寒川町) H13改定 (寒川町)																																																																																													
	全国	岩手県雫石市 (H29.5) 静岡県浜松市 (H29.10) 秋田県能代市 (H28.4) 兵庫県宝塚市 (H28.4)	北海道登別市 (H30.1) 千葉県佐倉市 (H29.7) 兵庫県小野市 (H28.10) 富山県黒部市 (H28.7)		長野県伊那市 (H29.4)																																																																																											